

## 令和4年度第1回文化財保護委員会会議録

日 時：令和4年5月24日（火）  
午後2時から  
場 所：金津本陣 IKOSSA 3階  
市民文化研修センター研修室1

（日程）

1. 教育長あいさつ
2. 議題
  - （1）文化財保護委員長選出について
  - （2）令和4年度文化財保護事業計画について
  - （3）市指定文化財の指定番号再付与について
3. その他

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長野 栄俊	籾内 昭男
川波 久志	藤川 明宏	能美 進	

（事務局）

教育長 甲斐 和浩	文化学習課長 早見 孝枝
郷土歴史資料館副館長 九千房 英之	郷土歴史資料館館長補佐 橋本 幸久
郷土歴史資料館 橋本 可奈	

【教育長あいさつ】

【議題1】文化財保護委員長選出

事務局：委員長についてはご推薦という形をお願いしておりますが、みなさまご推薦はありますか。

能美委員：事務局一任でお願いします。

水野委員：吉田委員が委員長がいいと思います。

事務局：他にご推薦の方はいらっしゃいませんか。では、吉田先生に委員長をお願いしたいのですが、よろしいですか。吉田先生に副委員長の指名をお願いします。

委員長：水野委員をお願いします。

事務局：それでは、委員長は吉田先生、副委員長は水野先生をお願いします。

ここからの議事進行は委員長をお願いしたいと思います。

委員長：これまでに引き続き委員長を務めることになりました。みなさんご協力よろしくお願ひします。

## 【議題2】令和4年度文化財保護事業計画

(事務局より説明)

委員長：以上の件について、何かご意見、ご質問ありましたらお願ひします。

水野委員：願慶寺の資料調査は400件あるとのことだが、どのような調査をする予定ですか。

事務局：平成10年前後に地元の郷土史家が目録を取ったものが残っています。その目録の数を照合し、タイトルがバラバラなので、チェックし直します。平成30年には願慶寺にある掛軸を同志社大学の先生と冷泉家時雨亭文庫の方に見ていただいて、その資料があるので、それらをまとめて指定候補にしていきたいと考えています。翻刻までは手が回らないので、目録が形になるところまで持って行きたいと思っています。

水野委員：企画展に向けてと指定に向けての調査ですか。

事務局：どちらも検討しています。

委員長：文化財保存活用地域計画について、令和4年度は準備段階で文化庁への申請は次年度行予定ですか。

事務局：12月に次年度の国庫補助の募集が毎年出ているので、そこに向けて準備するという方向で考えています。

水野委員：それまでに悉皆調査をするということですか。

事務局：悉皆調査は半年でできるものではないので、調査をしながら申請の準備をしていきます。申請した後も調査は続けていくことになると思います。

水野委員：文化財保存活用地域計画策定は具体的にどのようなことをするのですか。

事務局：地域にどのような文化財があるのか、地区ごとあるいは文化財の構成要素によってストーリーをまとめて、指定文化財だけでなく未指定のものも含めて、どのように保存し活用していくのかという計画が保存活用地域計画になります。まず、どのような文化財があるのか、ありとあらゆる分野を正確に把握します。そして、それらを構成要素ごとにまとめます。例えばあわら市の場合はならば、蓮如上人関係、中世の河口荘関係、芦原温泉関係など。

委員長：指定、未指定も含めて、歴史遺産や埋蔵文化財も相対的に扱おうとするならば、準備段階でもある程度方向性を決めないと、次年度の申請の時に非常に苦労するのではないかと思います。

事務局：各郷土史の読み込みはできていて、そこから文化財を抽出しまとめている最中で、どのようにまとめるかをこれから考えていかなければならないので、そのときはまたご相談すると思います。

水野委員：保存活用地域計画は委員会を作りますか。

事務局：作ります。文化財保護委員会から一名入っていただき、それとは別に専属でお願ひする方も出てくると思います。

水野委員：全国の都道府県が文化財保存活用地域計画を作り始めているが、一番大変なのは市町村だと思います。

事務局：文化財保存活用地域計画を策定することで、地域の人に文化財に関心を持ってもらい、指定になっていなくても地域として大事なものを構成要素に入れ、地域の文化財を守る担い手を確保していくという理念もあります。

コンサルを入れて作ってもらっているところもありますが、福井市ではどうですか。

藤川委員：まだこれからです。

水野委員：福井市は文化財保存活用地域計画を作ることになっているのですか。

藤川委員：福井市は昨年度から国庫補助もらってやっています。

委員長：今は降りているが、坂井市と勝山市に関わっていました。坂井市はコンサルも入れているが、委員が15、6人もいて、それぞれの専門に分かれて調査しています。私は鳴鹿地区の瓦葺きの家を調べ、一つのデータにしています。勝山市は委員は4人しかいないので、事務局とコンサルは大変だと思います。市町によってやり方が全然違い、委員がたくさんいれればうまくいくわけでもなく、それぞれに一長一短があります。このように、委員会の構成も考えていかないとはいけません。

事務局：たくさんの委員をお願いすることは難しいと思うので、少なめになると思います。

委員長：市指定文化財神宮寺城跡については、説明版を設置するだけですか。

事務局：市の補助事業としては説明版の設置を行います。その他、保存会が竹の清掃を年2回実施しています。3月に倒れている竹や見学路の邪魔になる細い木の伐採を行い、伐採した木を道と分かるようにするために、道の横に平行に置いています。地元が神宮寺城跡の活用を考えたいとのことで、明後日、郷土歴史資料館と観光課と地元で活用の検討会の準備会を行う予定です。

委員長：指定文化財で例年行っている事業は吉崎御山の清掃と旧北陸道の管理の二つですか。

事務局：そうです。平成30年から指定看板の整備を行っています。

委員長：つづいて、指定文化財候補について説明をお願いします。

(事務局より説明)

委員長：以上指定候補文化財について、何かご意見、ご質問ありましたら、お願いします。

水野委員：宮谷八幡神社石造狛犬は年号があるとはいえ、他にも類似の狛犬があるのではないですか。

事務局：この狛犬は越前狛犬と呼ばれる笏谷石の狛犬ではありません。越前狛犬はもう少しぼっちょりしているが、この狛犬はストレートな形をしていて、特徴があります。この形はあわら市周辺以外では見たことがなく、その中で唯一、紀年銘を持っているのがこの狛犬なので、指定候補として挙げています。

水野委員：あわら市では狛犬の指定は何件ありますか。

事務局：5件あります。県指定が3件、市指定が2件あります。

水野委員：この狛犬は何の石で作られていますか。

事務局：福井市の吉沢先生に、おそらく砂岩ではないかと言われています。

委員長：笏谷石製ではない、このような小さな狛犬は他にありますか。

事務局：この細いタイプの狛犬は他に北潟の八雲神社、熊坂の春日神社、熊坂にある祠、菅野の八幡神社に何体かあります。

委員長：材質が笏谷石ではない狛犬は形態も違うのですか。

事務局：そうです。越前狛犬はしっぽがあるが、この形態の狛犬にはしっぽがないです。そして、とてもほそべった形をしています。

川波委員：高さはどれくらいですか。

事務局：高さは20～30 cmくらいです。

水野委員：年号はあるが、顔の作りがあまりうまくないように思います。

事務局：硬い石で作られているため、立体的に掘るのではなく線刻で表現されています。

水野委員：神社に行くと、川原石を拾って簡単に彫ったような狛犬がたくさん奉納されています。笏谷石製でないものは、ちゃんとした人が作ったものではない可能性があると思います。

事務局：この狛犬は石工が作っていると思います。高塚に江戸時代の砂岩の採石場があったと資料で読んだことがあります。能美先生は高塚の採石場を覚えていますか。

能美委員：化石の採掘場しか覚えていません。

水野委員：指定するならば、事務局でよく調べてください。実際に見ないと分からないので、物を持ってきて、見ながら調べた結果を発表してください。

委員長：この系統の狛犬をまとめて、笏谷石製の狛犬とどのような違いがあるのかを突き詰めてから、指定にもっていくと良いと思います。

事務局：令和5年度末に狛犬の展示をする予定で、そのときに狛犬を集めようと思っています。ぜひ、その際に実物を見てください。

川波委員：手のりサイズの狛犬との違いはどうですか？

事務局：手のりサイズの狛犬は基本的に笏谷石製が多いです。笏谷石ではないチャートのようなものも含まれていますが、根本的な違いは材質です。手のりサイズの狛犬は形が細くなく、この狛犬は実物を見ると背中が尖って全然形が違います。

委員長：笏谷石製でこのような形はないのですか。

事務局：あまりないです。江戸時代18～19世紀ごろのものは、足の間が抜けていないものもみられるがそれは小さめのもので、大きいものでは見たことがないです。

委員長：ほかにありませんか。

水野委員：この指定候補はどのようにして選定されているのですか。

事務局：前に委員の先生と調査に行って出しています。建造物は吉田先生に挙げていただいたものです。彫刻で挙がっている願慶寺のものは県内の他の学芸員の方から古いものだと聞いています。今年度文書の調査も行うので、時間が合うようでしたら藤川先生にも見ていただきたいと思っています。

水野委員：あわら市で指定となりそうな良いものがあれば、ここに挙げればいいですね。

事務局：はい。

委員長：願慶寺の文書の調査に入るとき、本堂が特徴的なので建物の調査もできたらと思います。

事務局：分かりました。長野先生もお時間があればお願いします。

長野委員：福井県史でも250点くらい目録を取っていて、130点くらいは撮影もしています。

県史のときはあったが、その後に見つからないということがよくあるので、あるなしの確認をしたい。御前神社文書も調査が100点、撮影が20点くらいされているようなので、確認したいと思います。

事務局：御前神社文書は100点以上あります。

長野委員：神社の文書と村の文書が混ざっているのではないですか。県史の調査記録を見ると、神社関係のものとその他に村関係のものが100点あると書かれています。

事務局：混ざっているのかもしれませんが。

委員長：民俗の北潟祭は地区の要望として挙がっているのですか。

事務局：要望としては挙がっていないです。川波先生と北潟祭を見に行っただのは何年前でしたか。

川波委員：4年くらい前です。

水野委員：ビデオは撮りましたか。

事務局：いいえ。撮っていません。

水野委員：一回撮ったほうがいいのではないですか。

事務局：北潟祭はまるまる2日間行われます。

川波委員：来年は撮れるようにしましょう。

事務局：神仏習合のお祭りでおもしろいお祭りです。

藤川委員：ケーブルテレビにお願いして撮ってもらうのはどうでしょう。

事務局：そうですね。

水野委員：お祭りは映像が残っていたほうが良い。委員会で指定する際にも民俗の専門でない委員もお祭りを見ておかないといけないと思います。

事務局：来年祭が開催されるか、開催される場合も通常通りかどうか確認したいと思います。この神輿が古いものです。

委員長：八雲神社の神輿ですか。

事務局：今、安楽寺に納めてあります。本庄春日神社の神輿と似ていて古いです。

能美委員：どっしゃどっしゃはビデオがあるのではないですか。

事務局：どっしゃどっしゃはたぶんあると思います。

委員長：どっしゃどっしゃは指定になっていますね。

事務局：県指定になっています。

委員長：どっしゃどっしゃは北潟祭に関係していますか。

事務局：北潟祭の初日の夜に安楽寺の境内で、どっしゃどっしゃが行われています。元からそうだったのかは怪しいところがあります。盆踊りと重なってそうなったのではないかと考えられます。

委員長：八雲神社の本殿は、三国の雄島の神社の社殿を持ってきた可能性があります。材の裏に方位を示す文字があるが今の方位と合わず、雄島の神社と合うことと昔から雄島の宮司が八雲神社の宮司も兼ねているというつながりがあり、社殿を持ってきたという伝承がある。

今これらの委員が挙げたり、事務局で挙げたものがあつたが、地域から挙げたものはないですか。

事務局：今のところはないです。

委員長：これから挙がってきそうなものもないですか。

事務局：滝の雨請堂について相談がありました。中の仏像が近代のものではあるがきちんと史料が残っているので、それもふくめて指定の候補に入れてもよいのではないかと考えています。まだ正式な相談ではなかったなので、今回は挙げていませんでした。

委員長：雨請堂の石仏はもっと古いのではないですか。

事務局：江戸時代の八大龍王像です。

委員長：県立歴史博物館でその仏像を見ました。あわらにこんないい仏像があるのかと思いました。

川波委員：10年以上前の展示ですね。

委員長：あの仏像は指定するかどうかわざひ検討したほうが良いです。盗難にあうと大変ですからね。

事務局：はい。

委員長：委員のみなさんのご専門でこれはと思うものがありましたら、事務局に伝えてください。以上で指定文化財候補について終わります。

### 【議題3】市指定文化財の指定番号再付与について

(事務局より説明)

委員長：事務局から変更案を出してもらいましたが、まず指定の取り消しについてはいかがでしょうか。

水野委員：2点の指定の解除は良いのではないかと思います。

委員長：これは2点とも郷土歴史資料館で所蔵していますか。

事務局：はい。ここで持っています。

委員長：所有者の了解は問題ないですね。

事務局：志田先生ご本人はお亡くなりなられていますが、息子さんがいらっしゃいます。

委員長：一応、息子さんには事情を説明して、伝えておくべきだと思います。

絵図自体は資料館で残しておきますか。

事務局：資料としては残します。

水野委員：教育委員会で管理しているのですか。

事務局：そうです。今まで出すときに指定として出すのがはばかれるものだったので、あまり出してこなかったが、指定でなくなれば出しやすくなります。一般の人に見てもらうにはイメージがつきやすく、いいものなので指定でなくなれば積極的に出すことが可能になると思います。

委員長：そうしますと、ご子息の了解を得る必要はありますが、委員会としては指定の取り消しということでもいいですか。

委員：はい。

事務局：正式な手続きは諮問という形になりますが、そのときはお願いします。

委員長：それでは、種別はいかがでしょう。

水野委員：名称と書いてあるところは、今の指定名称ですか。

事務局：そうです。告示されている名称です。

水野委員：11番の阿弥陀如来座像は「座」の字となっているが、ほかはすべて「坐」の字となっています。

事務局：その字は怪しいかもしれないです。ちゃんと確かめます。

水野委員：5番の柿原窯跡は群になっていないのですか。

事務局：窯跡です。群にはなっていません。

水野委員：2番と静波双雀文鏡と28番亀甲双雀文鏡の字は正しいのですか。

事務局：この字は間違っていないです。

水野委員：これは新たに見つかったものですか。

事務局：亀甲双雀文鏡は清滝の堂ヶ谷から出たものです。静波双雀文鏡は櫛の石塔の中から出てきました。

水野委員：亀甲双雀文鏡の方は個人が所有しているのですか。

事務局：はい。

種別としては亀甲双雀文鏡は考古資料が良いと思いますが、静波双雀文鏡のように石塔から出てきた場合は考古資料にはならないのですか。

藤川委員：考古資料の場合は、単にものだけではなくそれがどのような場所から出てきたのかということも含めて価値が出てくるので、そのような記録が付随しているならば考古資料でよいと思います。そのような記録なしにそこから出てきたという伝承だけでは工芸になると思います。

事務局：2番は記録が残っています。28番は劔岳村史に書かれているだけです。

藤川委員：発掘調査等で出土状況が記録されている場合は考古資料になるが、伝承とものだけが残っている場合は工芸になると思います。

事務局：ではこれは工芸とします。

藤川委員：34番の仏画（3幅）は内容が何なのか書いておいた方が良いでしょう。安楽寺には仏画が何幅もあります。記録を取っているので分からなくなることはないと思いますが、3幅の中身を明記しておいた方が良いでしょう。

事務局：これは所蔵者の方と調整の上、変更したいと思います。

委員長：順番はこれで良いでしょうか。

水野委員：種別ごとに入れていく方が良いでしょう。

事務局：なぜこのようにしたかということ、新しく追加していくときに次の番号が同じ種別のものとは限らないと思ったので、一覧にするときは古い順から並べていく方が行政手続き上楽なのでこのような形にしました。

委員長：使い勝手からいうと、種別順の方が見やすいです。

事務局：県は一括番号ですか。種別ごとの番号ではないですか。

川波委員：そうだと思います。

水野委員：例えば、大野市は種別ごとになっています。

事務局：指定番号と、このように一覧でまとめるときは別個にするという方法はあります。指定番号は指定番号として付けていった方が良いでしょう。皆さんに見てもらったときや、冊子等に掲載するときは番号順に並べるのではなく、建造物なら建造物、絵画なら絵画、彫刻なら彫刻というようにまとめて載せるという方法ではどうでしょうか。実際にホームページに載せる際はそのようにしています。

水野委員：一括番号にすると、絵画はどこかといいちいち探すのは大変です。

委員長：一括番号だと、使う側はつかいにくいです。

事務局：ホームページでは建造物は何件、絵画は何件という形でまとめてあります。

長野委員：やはり県は通し番号にしているようです。例えば藤野巖九郎記念館は 2018 年に指定されているので、18-0117 となっています。

委員長：117 は登録有形文化財の通し番号ですね。

これは指定年月日順に並んでいるのはそれはそれでよいと思いますが、公開する際に使うのではないということですね。

事務局：一般公開として使うことはあまりないと思います。種別ごとにまとめた形で公開となります。

委員長：そうしますと、今この番号は指定順となっていますが、種別や名称でおかしいところはありますか。

藪内委員：天然記念物の社叢林について、他の市町でも名称が単に社叢林で指定となっていてところがよくありますが、例えば 22 番赤尾の社叢林ですが、調べに行っても社叢林だけでは分かりません。全国の特殊な木斛の木がどこにあるのかを調べたのですが、なかなか調べるのに苦労しました。〇〇神社社叢林とすれば、わかりやすいと思います。37 番のように所有者八幡神社と書いてあれば、八幡神社の社叢林と類推できますが、そうでないと場所がわかりません。インターネット等で情報を公開するのであれば、直していただきたいです。

事務局：分かりました。所有者の方と調整をしながら修正していきます。

水野委員：47 番吉崎のキンメイチクはどうでしょう。

事務局：これは吉崎のキンメイチク群以上に書きようがないです。12～15 のイチョウ、サツキ、ツバキは〇〇寺のイチョウとした方がいいですね。

委員長：9 番の沢・春日神社の大杉のような形がいいですね。

事務局：9 番のような形ですよ。

水野委員：この市指定文化財番号の変更は今後どのような形で進めていくのですか。

事務局：一度教育委員会へかけて、全所有者の方から指定書を集めて、指定番号を再付与し、指定書を再交付という形を取ります。告示も出してやらなければならない案件になります。手続きはきちんと踏みたいと思います。

委員長：今、樹木について意見が出ましたが、阿弥陀如来坐像などはどうしましょう。19 と 21 はどちらも薬師如来坐像で名称としては同じです。

藤川委員：これは通例状そうになっています。

事務局：仏像で寺社名入れているのは、あまり見たことがないです。

委員長：では、樹木は入れるということで、統一してください。

事務局：分かりました。

長野委員：看板は直しますか。

事務局：シール等で直せるところは直したいと思います。

川波委員：看板は番号を入れずに指定年月日だけにしたら良いのではないですか。

事務局：元々、番号は入っていないです。名称を変えたところだけ直します。天然記念物は看板がないところも多いです。標柱は木でできていて何年か経つと倒れてしまうた



め、倒れるまでそのままにします。福井市は標柱を立てていますか。

藤川委員：福井市は笏谷石製の石柱を立てています。ここ 10 年くらいは何も立てていないです。

水野委員：39 番は石龕でいいのですか。

事務局：吉田先生、どう思われますか。

委員長：石龕でいいと思います。

水野委員：彫刻を建造物に直すのですね。

事務局：はい。

水野委員：44 番熊坂大仏はどうですか。

事務局：藤川先生、どうでしょう。

藤川委員：そもそもこの熊坂大仏を指定したときにどのような評価で指定されたのかがわからないので、歴史資料のままでも良いのではないかと思います。彫刻とすると、もっと古い時代の彫刻があるので、彫刻の基準が揺らいでしまいます。

事務局：29 番漆塗椀は報告書に記載されているので考古資料でいいですよ。

水野委員：考古資料でいいと思います。

委員長：種別等変更案はいくつか指摘がありましたが、これでいいでしょうか。

事務局：3 番雨夜塚、今史跡となっていますが場所が移転しています。石塔類として価値が認められて指定になっているので、史跡ではないと思いますが、かといって建造物というほどでもなく、歴史資料かと思ったのですがどう思われますか。

水野委員：歴史資料でいいと思います。

所有者が個人と書いてあるものと、区で書いてあるものがありますが、これは合っていますか。

事務局：これは大丈夫です。

委員長：26 と 27 が取り消しとなると番号が繰り上がっていくわけですね。

事務局：そうです。これは案の段階ですが、実際に取り消しとなれば番号は詰めたいと思います。

水野委員：公にするときはこの番号のままで出さないようにしてください。

事務局：もちろんです。

委員長：名称のところは、樹木に関して所在地を追加していく、34 番は具体的な名称を入れる、あとは事務局案でいいですね。

事務局：藤川先生、34 番の仏画 3 幅は、愛染明王、薬師如来、虚空蔵菩薩 3 幅対としたら良いですが、それとも名称だけ入れますか。

藤川先生：対ではないですね。本来は 1 点 1 点指定しておくべきです。なぜか一括で指定されているので、それはいいのではないのでしょうか。名称に 3 幅入れずに、員数 3 としたら良いと思います。

事務局：分かりました。ありがとうございます。

水野委員：4 番多賀谷左近の墓となっていますが、墓所ではないのですか。

事務局：以前も文化財保護委員会で話が出たので、地元と話し合ったのですが、この名称であちこちに看板を作ってしまうと修理費用がかかるのでやめてほしいと言われました。

水野委員：54番多賀谷左近三経石廟附供養五輪塔とあり、建物だけのイメージがしますが、中の宝篋印塔が大切だと思いますが、それが名称に表れていません。

事務局：廟の中に墓がありますよね。中の宝篋印塔も建造物の指定でいいですよ。他でも石廟で指定になっていたと思います。

藤川委員：高野山の結城秀康廟も廟ですね。

事務局：一般の人にはなかなか伝わらないかもしれないが、廟の中にお墓があってそれを覆屋と合わせて価値があるので指定しています。

水野委員：高野山の結城秀康廟は宝篋印塔も含めて指定となっているのですね。

藤川委員：そうだと思います。

水野委員：そうであれば、それでよいと思います。ただ、4番は墓ではなく墓所の方が良いと思います。

事務局：また地元を確認してみます。

委員長：今の段階では、地元がそのように言われるのであればそのようにしておいて、委員会としてはこのような意見が強くあるということで、これから変更する際は配慮いただけるよう伝えてください。

以上でよろしいでしょうか。以上のことを踏まえて手続きを進めてください。

#### 【その他】吉崎のキンメイチクについて

(事務局より説明)

水野委員：竹を使って活用できるといいですね。

看板もなく、場所がわかりにくいと思います。

事務局：今は、行けばここだと分かるようになっています。まだ見栄えがする状態にはなっていないので、これが指定になっていて価値のあるものだと分かるようにきれいにしていきたいと思っています。

水野委員：ベンチを置いて、看板でキンメイチクの由来などが分かるようにすると良いと思います。地元の人も手入ればかりでは大変だと思います。

事務局：現在、指定文化財の看板整備を進めています。今、天然記念物の看板はほとんどないので、看板の新設を進めています。今の状態で看板をつけてももったいなく、看板をつけるところまで到達していないので、ある程度きれいになってから看板をつけたいと思っています。

委員長：夏は過ごしやすいのではないのでしょうか。

事務局：蚊が多いと思います。

水野委員：切った竹はどうしていますか。

事務局：L字型に刈り込んでいますが、刈り込んだ外側に支柱を立てて、きれいに立てかけて並べています。

水野委員：どんな竹か分からないですが、この間神戸に行ったところ竹の笛づくりをしました。キンメイチクの特徴を活かした竹の活用ができると良いと思います。利用しないと関心が出てこないと思います。

事務局：藪内先生、キンメイチクは枯れると色が落ちてしまうのですよね。

藪内委員：切ると、キンメイチクの黄色が普通の竹の色になってしまいます。 あそこは一

度きれいにして、良い竹を再生させてからの話になると思います。今はガサガサです、それを見て地元の方は手をかけても前に進まないと思っていると思うので、ある程度きれいにして、きれいな状態を維持する段階になるまで、集中的に人を投入する必要があると思います。

委員長：竹で割り箸を作ってはどうか。ただ、色が落ちてしまうのですよね。

藪内委員：色を固定する技術があればいいですね。

委員長：キンメイチクを以前持ち帰ったことがあります。しばらくしたら、普通の竹になってしまいました。

事務局：蓮如忌のときの杖代わりにしようかという話がありましたが、普通の竹に戻ってしまうので、あまり特徴がないということで頓挫してしまいました。

委員長：また藪内先生のお力を借りながら、地元の方が納得できるような形で進めていってもらえればと思います。

そのほかにありませんか。

それでは第1回文化財保護委員会を終了します。